

第71回国有財産北陸地方審議会

平成25年3月13日

北 陸 財 務 局

国有財産北陸地方審議会委員名簿（敬称略）

安宅 建樹	（株）北國銀行 代表取締役頭取
稲山 幹夫	稲山織物（株）代表取締役社長
尾畑 納子	富山国際大学 学務部長
加中 英喜	社会福祉法人 眉丈会 理事長
中島 秀雄	（株）中島商店 代表取締役社長
中村 明子	弁護士
永原 功	北陸電力（株）代表取締役会長
蜂谷 俊雄	金沢工業大学 環境・建築学部 教授
羽場 千尋	（有）アーキズム建築設計事務所 取締役
水上 誠子	ダートコーヒー（株）代表取締役会長
山田 浩二	（財）日本不動産研究所 北陸支社長
横山 朱門	（株）北國新聞社 取締役論説委員長

（五十音順）

第71回国有財産北陸地方審議会 会議次第

開催日時 平成25年3月13日(水) 15:00～16:00

開催場所 金沢新神田合同庁舎 6階 第一会議室

	ページ
1. 開 会	1
2. 会長挨拶	1
3. 北陸財務局長挨拶	1
4. 境界査定部会の部会委員指名	3
5. 報告事項	4
6. 閉 会	16

1. 開 会

管財総括課長 大変お待たせいたしました。

ただいまから第71回国有財産北陸地方審議会を開催いたします。

私は、議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきます管財総括課長の加藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本審議会の定足数につきまして御報告申し上げます。

本審議会は12名の委員で構成されておりますが、本日は、現在のところ10名の方の御出席をいただいております。これは、国有財産法施行令第6条の8の規定によります「委員の半数以上の出席で会議を開き」という条件を満たしておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

2. 会長挨拶

管財総括課長 それでは、本日の審議会の開催に当たりまして、永原会長から御挨拶をいただきたいと思っております。永原会長、よろしく願いいたします。

永原会長 それでは、議事に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。

この国有財産北陸地方審議会というのは、国民共有の貴重な財産であります国有財産の管理及び処分につきまして、北陸財務局長の諮問により調査、審議する重要な会議であると思っております。

また、国有財産の利活用につきましては国民の関心も高く、適切な管理、処分を行うことは社会的にも強く要請されているところでありますので、皆様方からの幅広い御意見をいただきまして、その役割を果たして参りたいと考えております。

本日は、諮問事項はないようですが、報告事項が何点かありますので、よろしく願いいたします。

つきましては、会長としてできるだけ円滑に議事運営ができますように努力したいと考えておりますので、各委員の皆様方の御協力をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

管財総括課長 ありがとうございます。

3. 北陸財務局長挨拶

管財総括課長 それでは、本日の審議会の開催に当たりまして、北陸財務局長の篠原から

御挨拶を申し上げます。篠原局長、お願いいたします。

篠原局長 それでは、一言だけ御挨拶をさせていただきたいと思います。

まずもって、委員の皆様方には大変お忙しい中、また先ほど来、雨がちょっと降っておるようではありますが、足元の悪い中、御出席を賜りましたこと、心より御礼を申し上げます。

また、平素より財務・金融行政各般にわたりまして、大変なる御理解、御支援を賜っておりますことに対しましても、重ねて御礼を申し上げます。

今ほど会長からお話がありましたけれども、本日の審議会につきましては、議案として審議をお願いする案件はございませんので、管内の国有財産の管理あるいは処分についての最近の状況を御説明させていただき、委員の皆様方から忌憚のない御意見を賜りたいと考えているところであります。

また、こうしてお集まりをいただきました折角の機会でありますので、財務・金融行政各般につきましても、何かお気づきの点がございましたら、併せて御意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

[委員の紹介]

管財総括課長 これより議事に入りますので、恐れ入りますが、報道機関の方には御退席をよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、僭越ではございますが、私の方から委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

最初に、今回新たに御就任いただきました新任の委員を御紹介いたします。

一般財団法人日本不動産研究所 北陸支社長の山田様でございます。

前任の一般財団法人日本不動産研究所 北陸支社長であられた田村様におかれましては、昨年8月に御退任されております。

次に、委員の皆様方の御紹介を五十音順でさせていただきます。

窓際の席、向かって左から、稲山織物株式会社 代表取締役社長の稲山様でございます。

富山国際大学 学務部長の尾畑様でございます。

社会福祉法人眉丈会 理事長の加中様でございます。

株式会社中島商店 代表取締役社長の中島様でございます。

弁護士の中村様でございます。

既に御挨拶をいただいておりますが、中央の席、当審議会会長であります北陸電力株式会社 代表取締役会長の永原様でございます。

次に、廊下側の席、向かって右手のほうからです。金沢工業大学環境・建築学部 教授の蜂谷様でございます。

有限会社アーキズム建築設計事務所 取締役の羽場様でございます。

ダートコーヒー株式会社 代表取締役会長の水上様でございます。

なお、本日は、株式会社北國銀行 代表取締役頭取の安宅様が御都合により欠席されております。

また、まだ見えていらっしゃいませんが、株式会社北國新聞社 取締役論説委員長の横山様には、途中からでも入っていただきたいと思っております。

今の時点で10名となりますけれども、以後、よろしく願いいたします。

続きまして、当局の出席者を御紹介させていただきます。

総務管理官の竹田でございます。

管財部長の藤原でございます。

次に、後席になりますけれども、富山財務事務所長の阿部でございます。

福井財務事務所長の三田でございます。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

4. 境界査定部会の部会委員指名

管財総括課長 これより議事に入らせていただきますけれども、お手元でございますマイクにつきまして若干御説明させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、御発言の際には、マイクスタンドにあります青色のトークボタンを押して御発言をお願いいたします。また、御発言が終わりましたら、再度トークボタンを押してお切り願います。

それでは、これから議事に入りますが、最初に境界査定部会について御説明いたします。

当審議会には、境界査定部会の部会長、査定部会委員2名が指名されておりますが、現在、境界査定部会の部会委員を務められていた田村委員が退任され、1名欠員となっておりますので、初めに永原会長から境界査定部会の部会委員を指名していただき、その後の進行につきましても会長をお願いいたしたいと思っております。

それでは、永原会長、よろしく願いいたします。

永原会長 境界査定部会の部会委員につきましては、国有財産法施行令で会長が指名することになっておりますので、私の方から指名させていただきます。

境界査定部会の部会委員を山田委員にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

山田委員 はい、わかりました。

5. 報告事項

①国家公務員宿舎の削減計画について

永原会長 それでは、報告事項に移りたいと存じます。

報告事項1の国家公務員宿舎の削減計画につきまして、事務局から説明をお願いします。

管財部長 それでは、お手元の資料、一番上に「第71回国有財産北陸地方審議会」という表紙の資料がございますが、これをおめくりいただきまして、国家公務員宿舎の削減計画について御報告いたします。

1 ページを御覧いただきたいと思えます。

国家公務員宿舎の削減計画につきましては、平成23年12月1日に公表されまして、昨年の2月に開催した当審議会にも報告をいたしましたけれども、改めまして、大きなポイントとして2つ掲げられていた点につきまして御説明申し上げたいと思えます。

1つ目のポイントでございますけれども、宿舎戸数の削減でございます。

1行目でございますように、宿舎は、真に公務のために必要なものに限定し、主として福利厚生目的のものは認めない。そして、今後5年を目途に、宿舎戸数につきましては約5.6万戸、25.5%程度の削減を行うこととしたところでございます。

1つ目の「・」、この時点で廃止を決定した2,393住宅、約1.6万戸に相当するわけですが、この個別一覧を公表いたしました。そして、2つ目の「・」にございますけれども、老朽化し耐震性等に問題のある宿舎については、コスト比較等により個別に検討を行うことといたしまして、検討結果は1年以内を目途に公表することとしたところでございます。

具体的な検討内容でございますが、資料には記載してございませんけれども、今後5年間で、築年数が40年を超える、老朽化し耐震性等に問題があるものを、法定容積率の利用率、いわゆる効率性や、宿舎規模、通勤時間等を勘案して廃止宿舎等を選定することといたしました。

2つ目のポイントは、②にございます宿舎使用料の見直しでございます。

宿舎使用料は、宿舎の建設や維持管理に係る歳出に概ね見合う歳入を得る水準まで引き

上げることとなってございまして、具体的には、これまでの建設に掛かりました費用の減価償却額、今後必要となります宿舎の修繕費、長寿命化をするための耐震改修費、地代、借受宿舎の借料、さらに宿舎行政に従事いたします公務員や宿舎管理人の人件費など、これらの費用を勘案して今後引き上げ幅を決定することとしたところでございます。

そして、中ほどでございましてけれども、平成24年11月26日にこれらの検討結果が公表されたところでございます。

検討結果のポイントでございまして、①にございまして、全国1万684住宅のうち5,046住宅を廃止することといたしまして、更に跡地売却等により国の財政に貢献することを目指しております、収入は、そこにございましてけれども、建物解体費相当額を控除後で約1,700億円と見込んでいるところでございます。

なお、参考として記載がありますように、老朽化して耐震性等に問題のある宿舎のうち廃止しないものへの対応は、極力耐震改修等で対応し、できる限り建替えを抑制するとの方針に基づいて、詳細なコスト比較を行った結果、耐震改修等による長寿命化の住宅が471、民間借受住宅への移行が62、建替えが38住宅としたところでございます。

極力建替えを抑制するという原則でございまして、建替えとなりました多くの宿舎は、居住場所が官署の近隣地に制限されている刑務官や自衛官等の宿舎となっております。

別冊でお配りしています縦書きの「宿舎削減計画資料」に、北陸財務局管内の宿舎についての検討結果をお付けしてございます。

1ページから3ページにわたりましては廃止を決定した宿舎でございまして、富山から始まっておりますけれども、1ページの中ほど、下のほうですが、2532番から石川県が始まってございます。さらに2ページの下の方の2582番、ここから福井県の宿舎が記載されてございます。管内で合計134の住宅がこの廃止のリストに載っているところでございます。

さらに、4ページでございましてけれども、上のほうに耐震改修等、いわゆる長寿命化を行う宿舎として、管内13の宿舎名が載ってございます。中ほどに、民間借受に移行する宿舎、1つでございまして。一番下に、建替えを行う宿舎といたしまして、法務省の宿舎が2つ記載されているという状況でございまして。

検討結果の②の宿舎使用料の見直しでございまして。

これにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、宿舎の建設、維持管理等に係る歳出に概ね見合う歳入を得るためには、駐車場使用料を含めた宿舎使用料を現在の2倍

程度とする必要があると取りまとめられたところでございます。これは、現時点で見込まれる歳出の年間の見込み額が550億円程度、一方、引上げ前の現在の水準の使用料収入が280億円程度と見込まれておりますので、ほぼ2倍程度の引上げでないと費用を賄えないという試算になっている訳でございます。

なお、引上げの時期でございますが、そこにも書かせていただいておりますけれども、宿舍使用料の引上げ時期は、国家公務員給与の減額支給措置が今現在続いておりますので、これが終了する平成26年4月からといたしまして、その引上げ幅につきましても、激変緩和措置といたしまして、2年ごとに3段階で実施する予定となっております。

次のページを御覧いただきたいと思っております。現時点で見込まれます引上げ後の宿舍使用料の概算額等をお示ししております。

ただいま申し上げましたように、概ね現在使用料の2倍という状況でございます。具体的な例で1つだけ申し上げますと、2つ目の「○」の「地域手当非支給地域」の表に、「世帯用」、「係長・補佐」という欄がございます。「新築～築15年」の欄で、現行は新築では2万9,000円というふうにお読みいただきたいと思っております。しかし、これが築15年になりますと2万円という水準でございますので、引上げ後の3万9,000円とこの2万円の対比では、ほぼ2倍の引上げ幅になるということでございます。

また、右の欄に移っていただいて、「築26年」、これは全国平均でございますけれども、現行1万4,000円から2万7,000円と2倍程度に引上げる状況になっているということでございます。

3ページ目は、資料だけお付けいたしました。先ほど1ページのところで、一昨年の報告で宿舍戸数を16.3万戸とすることになったと申し上げましたが、これを5つの類型に分けた整理表でございます。

昨年の審議会で報告したものを参考としてお付けしてございますが、御覧いただきますように、②の転勤、④の災害あるいは緊急参集、BCPという形態での人員がほとんどを占めているという状況でございます。

最後になりますけれども、私ども、この宿舍の削減計画を踏まえまして、関係官署に対しまして、廃止宿舍からの退去あるいは存置宿舍入居者の入替え調整、あるいは財務省への財産の引継ぎに向けた現地調査などへの協力を既に要請しているところでございます。

平成28年度までに跡地の売却を完了する予定になってございますので、これらのスケジュールどおり進行する必要がありますので、今後しっかり管理していくことを申し上げます。

して、国家公務員宿舎の削減計画についての御報告を終わらせていただきます。

永原会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの公務員宿舎の削減計画について、御質問あるいは御意見がございましたら御発言をお願いします。

蜂谷委員 今説明いただいた資料の2ページ、現行からどれだけ引上げられるかというこの表の方です。その中で、「世帯用」とありまして、「係長・補佐」と「幹部」で線が引いてありまして、月々払う額がかなり違いますね。これは、実際住んでいらっしゃる面積が2倍ぐらい広いからなのか、幹部だからいっぱい払いなさいというのか、どちらの意味合いが強いのでしょうか。

管財部長 「係長・補佐」でくくっているクラスというのは、想定で、面積で申し上げますと55m²から69m²という水準でございます。その中でも幅はございますので、その中で平均ということでございます。幹部につきましては75m²以上ということでございますので、面積がそれだけ広いというふうに御理解をいただければと思います。

付け加えますと、「係長・補佐」クラスが入っている当局管内での割合は5割を超えていると。シェアがですね。最も多い態様のクラスということでございます。

蜂谷委員 続けてもう1つなのですが、こういうふうに公務員宿舎がどんどん無くなっていきますと、今まで非常に安かった家賃が高くなりますよね。そうしますと、公務員宿舎の場合は住居手当等は多分無かったと思うのですが、皆さん、民間のアパート、マンションに住まれるようになりますと、今度は民間企業に住居手当というのが、出られた方に支払うとその額は結構大きくなったりしないのでしょうか。

管財部長 これは、この宿舎の、先ほど詳細なコストの比較を行って、建替えを行うかあるいは長寿命化を行うか、いろいろな検討をしまして申し上げたと思います。その前段の段階で、これは本省レベルでございますけれども、国会議員の方も含めまして、今御指摘のございました、いわゆる民間へ逃げたときの住居手当の方が却って掛かって不効率ではないかという御指摘がございましたけれども、私ども、中央でございますけれども、本省でそれに答えるための試算をいたしましたところ、必ずしもそうじゃないと。建替えなり長寿命化でやった方がコストが安上がりだということで、この16.3万戸という戸数を算定しているということでございますので、ごく一部では御心配な向きがあろうかと思いますが、全国ベースの算定ではそのような結果になっているということで御理解をいただきたいと思えます。

蜂谷委員 ありがとうございます。

永原会長 ほかにございませんか。

尾畑委員 聞き漏らしたのかもしれませんが、廃止が既に決まった宿舎がございますよね。これの平均入居率というのはおっしゃいましたか。

管財部長 廃止になった宿舎だけの空室率というか入居率というものは今手元にございませぬけれども、管内でも、現在、存続するものを含めて、例えば3,600という水準で申し上げますと、数%の未入居があることは事実でございます。

尾畑委員 つまり、かなり入っていると…。

管財部長 委員の想定された水準が幾らかというのは私ども分かりませぬけれども、必ずしも空きがいっぱいあるので廃止したということではなくて、残してほしいと各省から強い要望がある中で、全体の結果からこういうことでございますので、国有資産の圧縮という観点からも、各官署さんに御理解いただいて御協力いただけたらと思っております。

尾畑委員 厳しいですよ。いろいろな面で。と思って伺ったのですが、もともとあまり入っていないのであれば、そう問題はないのですけれども、かなり入っているということになると、働いている人にとっては厳しい状況だなあと、お聞きしました。

ありがとうございます。

中村委員 ただいまの質問に関連してですが、かなりの公務員宿舎が廃止されるということになると、入っていた方々がまた別のところに移らなければいけないということなのですが、かなり数が多いということで、供給先というか、新しく借りて住む賃貸物件の量というか、そういうものがきちんと行き渡るのかどうか、その辺は心配しなくてもよろしいのでしょうか。

管財部長 私ども管内で各省さんから御報告いただいたものを全て積み上げると、先ほどお示したように、管内の状況はこうなりますという状況でございますが、一義的には、合同宿舎は私どもが管理をしておりますが、そのほかにも省庁別宿舎というのが多数ございます。そういう宿舎につきましては、設置、管理している各官署さんの責任において、それぞれの目標で掲げられた削減数といいますか、そこに達するような、先ほど5つの類型があると申し上げましたけれども、その類型に合致する人に限って公務員宿舎の対応をしてくださいます。ただ、突然出て行けということにはなりませんので、2年半とかそういう程度の猶予を与えた上で退去していただくように御協力をお願いしているところです。

中村委員がおっしゃいました、そういう人たちが出たときに民間でそういう供給がある

のかという点については、不勉強で恐縮でございますが、本当に路頭に迷う状況なのか、市中の状況については詳細に承知しておりませんので、ちょっとこの場では明確なお答えはできない状況でございます。

中村委員 ありがとうございます。

永原会長 ほかにございませんか。

[質疑なし]

永原会長 ないようでしたら、時間の関係もございますので、次に進めたいと思います。

②最近の国有財産行政を巡る動向について

永原会長 次は報告事項の2、最近の国有財産行政を巡る動向について、この件につきましても事務局から御説明をお願いします。

管財部長 それでは、報告事項2の資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

最初にお付けしています資料は、国有財産等の売却等に係る工程表についてでございます。

その内容でございますけれども、1つ目の「○」にございますように、社会保障・税一体改革大綱におきまして、国有資産等の見直しを含めた行政構造改革に向けた取り組みを進め、所要の法案の早期国会提出及び成立を図ることとされてございます。

下に提出された法案の抜粋がございまして、これを受けまして、2つ目の「○」にございますが、24年4月に国会に法案が提出されたところでございまして、未利用国有地など国の保有する資産及び独立行政法人の保有する資産について、平成28年度末までの間に売却、運用等による収入の合計額が5,000億円以上となることを目安とするという目標額が掲げられたところでございます。

そして、4つ目の「○」にございますけれども、先ほど御説明した国家公務員宿舎削減に伴う跡地の捻出などにより、2行目にございますが、「未利用国有地等の創出に努め、売却等の促進を図る」としてございます。

このような目標が掲げられている状況を踏まえまして、その売却促進策の一方策として、次のページにございますが、最低売却価格の公表対象財産を拡大するという制度を改正したところでございます。

国の会計手続上は、物品の売買、あるいは役務の提供を受けたり、工事を発注する場合ですとか、価格を伏せて競争入札をするというのが原則でございますけれども、国有財産

であります相続税の物納財産につきましては、平成11年頃にピークを迎えまして、国が多くのストックを抱えたという状況がございました。国といたしましても、早く現金化といいますか収入、歳入化を図るということで、平成14年11月に、物納財産に限りまして、なおかつ1,000m²以下という、言ってみれば、事業者向けというよりは個人向けのものにつきまして価格を公表して競争入札をしたということでございます。

その後、15年に面積の制限を撤廃いたしまして、物納財産につきましては全て価格を公表した上で入札してきたところで、これまで収入確保に大きく寄与したところでございます。

しかしながら、最近の経済情勢もございまして、物納財産以外の、いわゆる一般競争入札全体の落札率が低迷してきているという状況もございます。

そして、先ほど1ページの工程表で御説明いたしましたように、未利用国有地の一層の売却促進が要請されておりますので、今般、物納財産に限らず、全物件について予定価格を公表して入札公告ができるように、国の法令を改正したところでございます。

これによりまして、価格の透明性はもちろんでございますけれども、価格公表による入札参加者の増加、落札率の向上及び入札不落物件の減少による業務の効率化等が図られるものと考えております。

そのページの一番下に記載してございますが、今回の価格公表をしてから初めて本年の2月に当局で入札を実施いたしましたけれども、その落札率は38.9%となっておりまして、前回までの過去3カ年の平均の19.8%を大きく上回る結果となっております。もちろん、物件によりましてこの変動はあるわけですが、今回の価格公表の対象財産を拡大した効果というものは大きかったのではないかと考えているところでございます。

売却絡みでもう1つ、3ページを御覧いただきたいと思えます。

大物物件の売却として、本年2月9日に新聞報道がございました。上の段の右から4行目あたりに所在地が書いてございますが、金沢市平和町2丁目の約6,120m²の宿舎の跡地でございます。「誰が買う？」という見出しでございますが、実は昨日、この財産の開札がございまして、落札がございましたので御報告をさせていただきました。

続きまして4ページを御覧ください。新成長戦略に伴う管理処分が多様化の実績でございます。

財務省は、財政貢献を継続しつつ、新たな社会ニーズに適切に対応した行政を展開するため、平成22年6月に、いわゆる新成長戦略における国有財産の有効活用策を取りまとめ

まして、地域連携の強化を通じ、地域や社会のニーズを的確に把握した上で、個々の財産の特性に応じた最も有効な活用を図ることといたしました。この一施策として、国有地の社会福祉分野、医療分野への活用、とりわけ定期借地権を利用した貸付を推進してきたところでございます。

今般、北陸管内で初めて契約締結に至りましたので御紹介をさせていただきます。

定期借地制度は、そのポンチ絵にございますように、国が地方公共団体や社会福祉法人等に直接貸付けて、地方公共団体等が社福の施設や保育所等の建物を建てて使用する場合と、下にございます地方公共団体が事業者へ転貸して、転貸された事業者が建物を建てて使用する場合の2つの形態がございますけれども、資料に記載しております①の事案は、国有地を高齢者のグループホームの敷地に利用することといたしまして、平成25年2月の下旬に社会福祉法人と50年間の定期借地契約を締結したもので、いわゆる直接貸付の形態に当たるものでございます。②の事案は、障害者福祉施設の敷地として社会福祉法人に売却予定のものでございます。③の事案は、社会福祉施設となっておりますが、富山市に売却予定となっているものでございます。

次の5ページを御覧ください。国有地と地方公共団体所有の、いわゆる遊休地との交換によって売却可能財産を創出するという有効活用策でございます。

従来は、国が公用、公共用等の用に供するために必要とした場合にしか交換は認められていませんでしたが、新成長戦略に伴う管理処分が多様化の一環で、平成22年7月に交換要件を緩和し、地方公共団体にも国と同様、公用、公共用等の用に供する場合には交換取得を認めることといたしました。したがって、これらを実現したものでございます。

1つ目の小松市の事案は、小松市へ中学校敷地の一部として国有地を貸付中でございましたので、当該国有地と小松市の所有地とを交換したものでございます。

このほか、富山県及び福井県においても、児童公園として貸付中の国有地の交換事案がそれぞれ1件ございまして、今後、入札に付す予定でございます。

これらの事案につきましては、国側には交換受財産の処分収入、地方公共団体側には行政コスト削減等のメリットがありますので、国から地方公共団体に働きかけるなど、地域連携を図ったことによって実現したものと考えております。

続きまして、6ページを御覧いただきたいと思います。庁舎等の使用調整の状況でございます。

まず、福井春山合同庁舎の使用調整でございますが、この庁舎につきましては、平成21

年6月に使用調整計画を策定いたしまして、平成21年12月開催の当審議会に報告している事案でございますけれども、左にございますように、法務局の統廃合等によって生じました2,000m²の空きスペースを活用するため、中の欄にカラーで表示しておりますように、福井財務事務所ほか1,190m²、福井地方法務局の拡充約670m²等に使用することとして調整をいたしました。

そこに新たに入る入居官署の写真をお付けしてございますが、福井地方協力本部、金沢国税局の書庫、財務事務所の跡地につきましては、売却するというところで、当時の試算で2.5億円という売却額を想定しているところでございました。

また、一番下にございますが、近畿厚生局は民間のテナントビルを借りておりましたので、これを解消して年間820万円の借料の削減を図るという内容でございました。

現在、23年度に工事の設計を終わりました改修工事中でございます。当財務局の福井財務事務所をはじめ4官署は、平成25年度末までに移転を完了する見込みとなっているところでございます。

続きまして7ページでございます。武生地方合同庁舎の事業中止でございます。

武生地方合同庁舎は、福井県の越前市の中心部に点在する老朽化した国の庁舎を集約して合同庁舎として整備することにより、耐震性や狭隘といった問題を解消する目的で平成20年4月に事業を採択したものでございます。

入居予定官署の状況でございますけれども、その建物の築年数は、左から2つ目の建築年月の欄の下に括弧書きで記載してございますように、築40年を超えるような建物が多いという状況でございます。

その後、平成21年6月に工事に着手した訳でございますけれども、合同庁舎入居予定の法務局や、いわゆる労働官署のハローワークなどが国の出先機関改革の議論の対象官署となったことから、計画どおりにこの庁舎をつくった場合、スペース等に無駄が生じる可能性があることといたしまして、基礎工事が完了いたしました平成22年3月に事業を中断したところでございます。

加えて、23年3月の東日本大震災発生以降の厳しい予算編成方針によりまして、庁舎等の新築事業に係る予算が認められないという状況が続いて参りました。そして、昨年24年11月に開催されました近畿地方整備局の事業評価監視委員会で、今後の事業進捗が見込めないことから、事業を中止とせざるを得ないとの判断がなされたところでございます。

なお、武生地方合同庁舎のように、事業中止との評価結果が出た合同庁舎が、本年度、

武生を含めて4つになっている状況でございます。

今後は、既存庁舎の震災対策や狭隘問題への対応、建設予定地の活用策等について、関係官署及び整備事業を担っていた近畿地方整備局と検討していくこととしてございますけれども、まずは、合同庁舎建設のため農政局の事務所に仮移転をしておりました、そして非常に非効率な業務運営を余儀なくされておりました福井地方検察庁の武生支部につきまして、業務運営上の問題点を早期に解消するため、あるいは周辺に適地もないことから、今回、もともと検察庁庁舎が建っておりました合同庁舎建設予定地に戻りまして、単独庁舎を新営することといたしました。このほかの既存庁舎につきましては、耐震化等での対応を考えているところでございます。資料にもございますが、右に記載しているような状況で今後対応していくことにしているということでございます。

以上、資料の御説明は終わりましたが、資料はお配りしていませんが、あと2点ほど報告させていただきたいと思っております。

1点目は、昨年2月の当地方審議会に御説明し、本省の財政制度等審議会に諮問をいたしました地方農政局の組織再編に伴う金沢駅西合同庁舎等の使用調整計画の変更でございますけれども、昨年9月に諮問案どおり了承されましたので御報告いたします。現在、変更計画に沿って動き出しているところでございます。

2点目は、兼六園北側の兼六園下交差点角にございます金沢地方・家庭裁判所でございますけれども、現在建替え中でございますして、平成25年12月頃に完成の見込みとなっております。

国有地を効率的に使用するため、建替えに当たりまして余剰となる敷地につきましては、裁判所から財務局に一部引継がれる予定となっておりますが、今後、裁判所からの引継ぎの見通しがついた段階で、地方公共団体等に利用要望を確認するなど所定の手続を踏むことといたしております。

最後に、繰り返しになりますが、私どもは財政貢献を継続しつつ、防災目的などの地域社会のニーズにも適切に対応できるよう、地域連携の強化を通じた財産の有効活用に努めて参ると申し上げまして、報告を終わらせていただきます。

永原会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの最近の国有財産行政を巡る動きにつきまして、御質問、御意見はございませんか。

羽場委員 武生の合同庁舎の件について少し興味があるものですから教えていただきたい

のですが、平成22年に事業が中止されて、基礎工事まで行ったというふうに今お伺いしたと思うんですが、今後としては、また元の庁舎の予定地で建設予定ということでしょうか。

管財部長 検察庁の単独庁舎を予定しているということでございます。

羽場委員 それでは、事業中止になった基礎工事というのは、基礎はどうなっているのでしょうか。

管財部長 羽場委員は土地柄御存じかどうかわかりませんが、地元の新聞でも取り上げられているとお聞きしてございます。基礎から1 m程度の柱が道路から見える状況で立っているという現状でございます。

今御説明いたしましたように、今度、福井地方検察庁の武生支部が単独で、あそこの敷地の一部を利用して庁舎を建てるという計画でございますが、基礎の部分全部使えるかどうか、私どもタッチはしてございますけれども、これは技術的に、専ら事業を担っていただく地方整備局の技術的な助言といいますか、そういう観点からの検討が非常に重要だという状況になってございまして、現段階において、あの基礎を全部使うのか、あるいは一部だけ使うのか、断定的なところまでは申し上げられない、現在、引き続き検討中であるということでお許しをいただきたいと思っております。

羽場委員 ありがとうございます。今後も注意深く、新聞等でまた見ていきたいと思っております。

永原会長 今の件は、何で途中で中止になって基礎工事だけやって残っているんだという感じですけど、国の単年度主義というものの弊害が出ているのではないのでしょうか。普通、民間だと、建物をつくるときは1年以上かかっても完成するまで全部つくるでしょう。今年はこれだけ、上物は来年度とやるから、中止になったらできなくなるのではないですか。

管財部長 御質問にお答えしますが、先ほどはやや端折った形で御説明いたしましたけれども、繰り返しになりますが、ここの7ページを御覧いただきますと、福井地方法務局あるいは労働基準監督署、一番下の公共職業安定所、これらは地方分権の議論の対象になっていると先ほど申し上げました。

したがって、当初の計画どおり、建物は私ども7階建てという建物を想定して計画があったわけですが、その地方分権の議論、例えばハローワークにつきましても、現在、埼玉県と佐賀県においてハローワーク特区というような形で、いわゆる県と一体となってその事務を、国の事務じゃなく県の事務としてやっていただいたらどうな

るかということで、昨年の9月から試行が始まっている状況でございます。

ハローワークについて申し上げますと、これを3年から数年、その状況を見てから、いわゆる地方分権という観点から権限を移譲するのかどうか、それはまた国のほうでその状況を判断した上でお決めになることだろうと思うんですが、仮にその時点でハローワークは地方の事務だと決まりましたら、先ほど申し上げましたけれども、7階建てのビルを計画どおりつくと幾つかのフロアが空きになる。まして、武生の地域だけについて申し上げますと、ほかに入居する国の官署がございません。ほかに入居、入替え調整の可能な官署が幾つかあれば、例えばハローワークがそういう状況になった、法務局がそういう状況になったときに入替え調整が利く訳でございますが、全くの代えが利かないという状況から、そういうところについては無駄が生じる可能性があるということで凍結をされてきた訳でございます。

更に、先ほど申し上げましたが、東日本大震災の発生以降、予算の優先的配分ということがございまして、庁舎の新営というものは非常に厳しい状況が続いてございますし、集中復興期間中の28年までは少なくとも予算がつく状況ではないということ踏まえ、非常に非効率な業務を強いられてきたといえますか、お願いをしてきました福井地検の業務の効率化もこれまた一方で考えなければいけない。

そういう状況の中で、今回、5年経ってまだ継続中の事業を地方整備局の再評価委員会で取り上げて、見込みがないということで、4つが再評価で事業中止という評価になっている状況でございます。

たまたま武生につきましては基礎工事に着手しておりましたので、議論がわき起こった年度がまさにその基礎工事をやっている年度でございましたので、そこまでやったということでございます。

ほかの中止になった事案につきましては、そもそも工事に入っておりませんでしたので、計画はありますが工事に入っていない。1つだけ、広島のコートハウスで地べたをアスファルトというか、そういう程度の基礎工事をしたことはございますけれども、いわゆる1mの柱が地上に出るような基礎工事をしたのは、残念ながら武生だけそういうタイミングに当たってしまったと申し上げざるを得ないという状況でございます。

永原会長 よろしいですか。

羽場委員 はい。

永原会長 それでは、大体予定の時間も来たようなので、これで終わりにしてよろしゅう

ございますか。

〔「はい」の声あり〕

永原会長 では、今回の報告事項以外で何か御意見がございましたらお願いいたします。

〔質疑なし〕

永原会長 無いようでしたら、これで終わります。どうも御協力ありがとうございました。

本日の議論や質疑は、当審議会の議事規則によって原則公開することとなっていますので、各委員の皆様に議事録の御了解をいただいた上で、財務局のホームページに掲載して公開したいと思います。

6. 閉 会

管財総括課長 永原会長、どうもありがとうございました。

これをもちまして第71回国有財産北陸地方審議会を閉会させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。